

教育福祉委員会要求資料

令和 4 年 9 月
子ども若者はぐくみ局

1 保育所等における利用定員の引下げに係る取扱いの見直しに関する各園への
周知資料

別紙 1 のとおり。

2 京都市保育園連盟が実施する物件費補助金の概要に関する各園への周知資料（令
和 4 年 9 月 1 5 日 京都市保育園連盟発出資料）

別紙 2 のとおり。

令和 4 年 9 月 1 2 日
京都市子ども若者はぐみ局
幼保総合支援室

各施設長及び事業所管理者 様

保育所等における利用定員の引下げに係る取扱いの見直しについて（通知）

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
標記の件について、令和 5 年 1 月から、下記のとおり、取り扱うこととしますので、通知します。

なお、本通知に伴い、平成 3 0 年 1 0 月 5 日付け通知「保育所等における 2・3 号定員の引下げに係る取扱いの一部改正について」は、廃止します。

記

1 基本的な考え方

利用定員と児童数は乖離がないことが望ましい姿であり、定員を下回っている場合も、上回っている場合も、できる限り実態に見合った利用定員とすることを目指します。

今回の通知は、認可定員の変更を伴わない利用定員引下げの取扱いに限定したものです。今後、利用定員引上げに係る取扱いについても、上記の考え方のもと、待機児童対策等にも留意した形で別途、周知します。

なお、今回の見直しにより利用定員を引下げた園について、今後、年間平均児童数（前年度 4 月から 3 月までの各月初日の児童数の総和を 1 2 で除した数値）が引き下げた利用定員を上回った場合は、上記の取扱いを待たずして、当該児童数が属する公定価格単価区分にまで利用定員を引き上げることとします。

【参考：用語の定義】

認可定員	児童福祉法等（※）に基づき、保育所等を認可する際、受入児童数の上限として定めるもの。
利用定員	給付費の単価区分の基となる定員で、子ども子育て支援法における確認において定めるもの。 受入上限である認可定員を上回ることはできない。

※ 認定こども園法・学校教育法等、施設類型毎に異なる。

2 対象施設等

(1) 対象施設

民間保育園、認定こども園、地域型保育事業所、新制度幼稚園（以下、「保育所等」という）

(2) 対象定員

1 号定員及び 2・3 号定員

3 要件

以下の要件をすべて満たすもの

- (1) 年間平均児童数（前年度4月から3月までの各月初日の児童数の総和を12で除した数値）が利用定員及び当該児童数が属する公定価格単価区分を下回っていること
※ 新たに認可された園（認定こども園への移行、運営主体の変更を理由とする認可を除く）については、認可年度の翌々年度から適用する（例：令和3年4月1日に認可された園⇒令和5年9月1日から変更可能）。
- (2) 認定こども園にあつては、1号認定こども及び2・3号認定こども、それぞれの年間平均児童数が利用定員を上回っていないこと
- (3) 利用定員減により子ども・子育て支援事業計画の達成に支障が生じないこと。また、本市が待機児童対策のため必要があると認める際には、認可定員を上限とする定員見直しに速やかに応じること

4 設定定員

見直し後の利用定員は、年間平均児童数を基準とし、当該児童数が属する公定価格単価区分のうちの任意の定員数とします。

例1

2・3号定員の合計が100人の保育所等で、年間平均児童数が85人の場合
→ 公定価格単価区分（81人～90人）のうち、任意の定員数を設定

例2

2・3号定員の合計が100人の保育所等で、年間平均児童数が95人の場合
→ 公定価格単価区分（91人～100人）の範ちゅうのため、引下げ対象外

5 手続

利用定員の引下げを希望する園は、以下の期限までに必要書類を添付したうえで、幼保総合支援室に御相談ください。

(1) 期限

5月末までに相談いただければ、当室において、各要件に該当するか内容を確認のうえ、問題がなければ、手続の後、**9月1日から利用定員を変更**します。

(2) 必要書類

前年度の職員配置状況確認表

(3) その他

令和4年度（見直し初年度）においては、令和3年度の実績を踏まえ、令和4年9月に、対象園に個別に通知します。

その後、9月末までに、必要な手続等が完了すれば、令和5年1月から利用定員を変更します。

京都市保育園連盟が実施する物件費補助金の概要に関する各園への周知資料
(令和4年9月15日 京都市保育園連盟発出)

物件費補助制度〔概要〕

1 基本的な考え方

(1) 対象経費

- ・ 園運営の持続可能性及び市全体の保育環境の向上につながるものとして、「①保護者支援」、「②地域貢献」、「③安心安全」に資する事業を実施する場合に実額を補助
※ 対象事業であれば、新規性は必要としないが、上記3本柱に一致する事業の実施のために要した物件費に対する補助に限定する（上記3本柱に一致していれば事業内容は問わない形ではなく、事業内容で判断し、当該年度に当該事業のために実際に支出した物件費を精算する形）。
- ・ 補助上限額（別途調整）の範囲内であれば、複数事業を対象とすることは可能

【対象外経費】

- ・ 人件費
- ・ 額面5万円以下の経費（1件当たり1万円未満の物品は対象外）
- ・ 整備関係経費（過去の整備経費の返済や将来の整備に向けた積立経費等）
- ・ 領収書等で実額を確認できないもの
- ・ 他の補助、給付費で対応できるもの
- ・ 保護者支援について、入所児童以外への支援は対象外（例：学童保育等）

(2) 補助上限額等

- ・ 1園当たりの補助上限額の範囲内で補助（支出済の物件費の実額を確認のうえ精算）

2 補助制度案

(1) 補助上限額（総額402百万円）

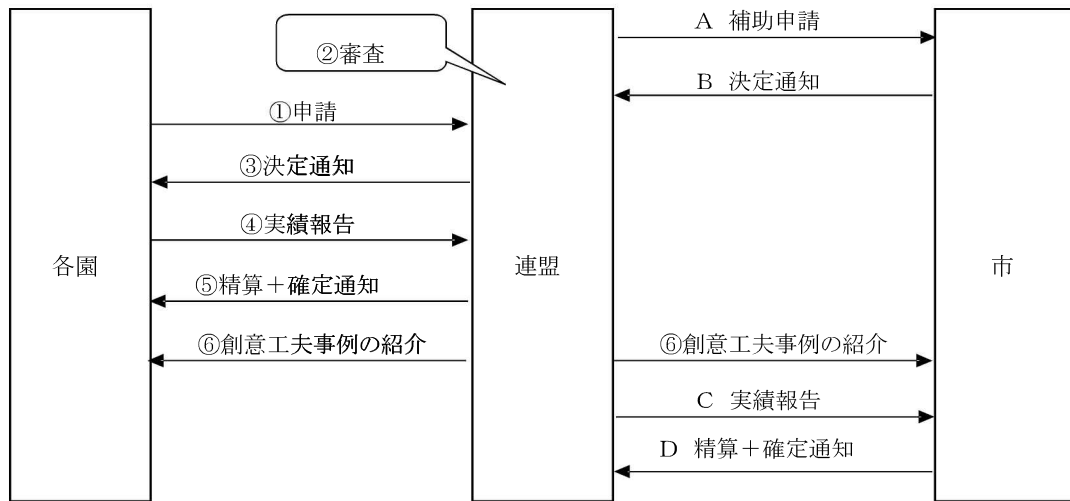
ア 基本分（年度当初の2、3号定員）

従来の基本ポイントを踏まえ、一定傾斜をつけることとしたうえで、①補助を最大限活用、②公定価格における区分ごとの単価増加率等を参考に設定

2・3号定員	園当たり	支出見込額
60人以下	1, 273千円	68, 742千円
61～70人	1, 323千円	13, 230千円
71～80人	1, 373千円	15, 103千円
81～90人	1, 423千円	88, 226千円
91～100人	1, 473千円	25, 041千円
101～110人	1, 523千円	25, 891千円
111～120人	1, 573千円	47, 190千円
121～130人	1, 623千円	16, 230千円
131～140人	1, 673千円	11, 711千円
141～150人	1, 723千円	25, 845千円
151～160人	1, 773千円	7, 092千円
161～170人	1, 823千円	14, 584千円
171人以上	1, 873千円	43, 079千円
小計		≒402, 000千円

(2) 補助の流れ

ア イメージ



イ 審査

各園の創意工夫や独自性などの発揮を支援するための物件費審査会において審査
なお、必要書類、審査基準等については、各園の創意工夫や独自性等の発揮を支援するための物件費補助事業実施要綱に基づく

(3) 対象外経費

ア 制度趣旨に添わないもの

- ・ 人件費
- ・ 整備関係経費（過去の整備経費の返済や将来の整備に向けた積立経費等）
- ・ 領収書等で実額を確認できない経費
- ・ 既存の補助、給付費で対応できる経費

イ 金額による制限

- ・ 額面5万円以下の経費（1件当たり1万円未満の物品は対象外）

ウ その他

保護者支援について、入所児童以外への支援は対象外（例：学童保育等）

(4) 対象事業例

ア 基本的な考え方

- ・ 事業に対する補助ではなく、事業の実施のために要した物件費に対する補助
- ・ ①保護者支援、②地域貢献、③安心安全のいずれかに該当すれば可
- ・ 補助金額の範囲内であれば、複数事業を対象とすることは可
- ・ 当該経費に実費徴収分が含まれている場合、実費徴収額を差し引いた金額が補助対象経費となる

イ 事業例（波線は従来のポイント制で実施しているもの）

①保護者支援

- ・ 異文化の子どもの受け入れに係る物件費
- ・ 事業系ごみ廃棄経費（紙おむつ等を園で処分している場合等）
- ・ 保護者と園の連絡ツールの整備に係る経費 等

②地域貢献

- ・ 出前保育、子育て講座の実施、施設開放に係る物件費
- ・ 異年齢との交流（小中高校との交流、お年寄りとの交流）に係る物件費

③安心安全

- ・ アレルギー児対応、食育への取組に係る物件費
- ・ 老朽化した施設の修繕、備品等（AED等）の更新に係る経費
- ・ 入所児童の任意障害保険料 等